

若年技能者の育成・技能継承をお考えの事業主・教育機関の皆さまへ

令和7年度「マイスター派遣事業」のご紹介

「ものづくりマイスター」が若年技能者、高校生等を直接指導！

令和7年度においても、若年技能者の育成・確保を図るため、建設業や製造業の分野で優れた技能と経験を持つ

「ものづくりマイスター」を、無料で実技指導や体験教室に派遣します。

今回はその事業概要についてお知らせします。お気軽にご相談ください。



01

中小企業又は 業界団体等への 派遣

企業での実技指導の様子(電気溶接)

- ①指導対象者は、概ね15歳から35歳未満の若年技能者。なお、必要と認められる場合には、35歳以上の者を含めることも可能
 - ②指導レベルは、技能検定2～3級程度のレベル。また、高レベルの指導が求められる場合には、指導内容に応じて柔軟に対応することも可能
 - ③指導回数は、派遣指導1件につき、20回まで(例外あり)
- ※なお、実施に当たり、派遣指導実績の有無は問わないこととされたこと。



02

工業高校等学校 及び専修学校・ 各種学校(公立職業 能力開発施設を除く) への派遣

工業高校での実技指導の様子(建築大工)

- ①学校名、課程名、コース名にかかわらず、建設業及び製造業への就職を目指す生徒・学生を対象。なお、生徒と同時に教師を指導することも可能
- ②指導レベルは、技能検定3級程度のレベル。また、高レベルの指導が求められる場合には、指導内容に応じて柔軟に対応することも可能
- ③指導回数は、派遣指導1件につき、10回まで(例外あり)



03

小中学校等での 体験教室への派遣

小学校での体験教室の様子(畳製作)

- ①対象は、小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等
- ②実施単位は、原則として小中学校等の学年単位。実情によりクラス単位や希望者だけの実施可
- ③実施回数は、1件につき、1回
- ④実施時間は、1回につき、3時間まで



04

公共施設又は ショッピングモール等 民間施設の イベントエリア等 での体験教室への 派遣

民間施設での体験教室の様子(和裁)

- ①指導対象者は、基本的には小中学校等の児童・生徒(工業高校等の学生を除く)及びその保護者等とするが、参加者の年齢が幅広くなる場合は、年齢層に応じて実演・体験内容を用意
- ②指導回数は、派遣指導1件につき、1回・1職種

まずは、宮城県技能振興コーナーまで気軽にお問合せください。

TEL.022-727-5380 FAX.022-727-5381

宮城県技能振興コーナー

